

履修科目の登録単位数の上限に関する規程

制定 令和3年4月1日

改正 令和5年12月27日

(目的)

第1条 この規程は、岐阜市立女子短期大学学則（以下「学則」という。）第25条第3項の規定に基づき、岐阜市立女子短期大学（以下「本学」という。）の学生が本学において登録することができる授業科目の単位数（以下「登録単位数」という。）の上限に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録単位数の上限)

第2条 登録単位数の上限は、別表のとおりとする。また、通年科目の単位数は、前期と後期に等分して算定する。

(対象科目)

第3条 登録単位数の上限単位数の対象となる授業科目は、学則別表及び学修規程に定める授業科目とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる科目の単位数については、登録単位数の上限の対象から除くものとする。

- (1) 海外演習に関する科目
- (2) インターンシップに関する科目
- (3) ネットワーク大学コンソーシアム岐阜に関する単位互換科目
- (4) 放送大学に関する単位互換科目
- (5) 留年生が卒業に必要となる科目
- (6) 2年生の学生が履修する1年生に単位配分された科目
- (7) 他大学で修得した単位を本学で読み替えた科目
- (8) 岐阜市立岐阜商業高等学校との高大連携事業で修得した科目
- (9) 他学科専門科目
- (10) SPARC 連携開設科目
- (11) GDSC 応用科目

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に岐阜市立女子短期大学に在学する者にかかる登録単位数の上限は、改正後の別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表

学科名	1年 前期	1年 後期	2年 前期	2年 後期
国際コミュニケーション	20 単位	20 単位	20 単位	20 単位
健康栄養	27 単位	25 単位	29 単位	20 単位
デザイン環境	28 単位	28 単位	28 単位	20 単位